

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月 17日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県碧南市港南町二丁目 8番地 12

氏 名 アイシン辰栄(株) 取締役社長 榎本 貴志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0566-48-7000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	アイシン辰栄株式会社 本社・港南工場
事業場の所在 地	愛知県碧南市港南町二丁目 8番地 12
計画期 間	平成 31 年 4月 1 日 ~ 令和 2 年 3月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種 類	輸送用機器器具製造業
②事業の規 模	売上高 17,929.86 百万円
③従業員 数	750 人
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・ 排水汚泥：脱水処理後熱乾燥し、処理業者へ委託して混練後燃料・ 廃プラ：処理業者へ委託し破碎後 RPF・ 塗料カス：破碎後天日干しし、処理業者へ委託し押出成形後 RPF・ 木くず：処理業者へ委託し破碎後燃料・ 廃塗料：処理業者へ委託し焼却後燃料

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社環境管理部署

|
工場長（産業廃棄物責任者）

|
管理 GM（マニフェスト管理者）

|
港南工場 技術員室（マニフェスト担当者）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（30年度）実績】

産業廃棄物の種類	排水汚泥	廃プラ	塗料カス	木くず	廃塗料
排出量	3344t	121t	102t	1t	2t
(これまでに実施した取組)					
汚泥、塗料カスの乾燥 全工程にて不良低減 塗装工程にて塗着効率の向上					

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	排水汚泥	廃プラ	塗料カス	木くず	廃塗料
排出量	3220t	115t	96t	1t	2t
(今後実施する予定の取組)					
汚泥、塗料カスの乾燥 全工程にて不良低減 塗装工程にて塗着効率の向上					

産業廃棄物の分別に関する事項

	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排水汚泥、塗料カス、廃プラ、木くず、廃塗料はそれぞれについて分別
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラを更に層別し有価物としての引取りを目指す。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(30 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	塗料カス
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	3296 t	51 t
(これまでに実施した取組) 汚泥は、脱水処理しさらに熱乾燥にて乾燥 塗料カスは、破碎し天日にて乾燥			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	塗料カス
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	3174 t	48 t
	(今後実施する予定の取組)		
	汚泥は、脱水処理しさらに熱乾燥にて乾燥		
	塗料カスは、破碎し天日にて乾燥		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
	②計画		
	【目標】		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 30 年度） 実績】					
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	廃プラ	塗料カス	木くず	廃塗料
	全処理委託量	48t	121t	51t	1t	2t

		優良認定処理業者への処理委託量	48t	—	51t	1t	2t
		再生利用業者への処理委託量	48t	121t	51t	1t	2t
		認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
(これまでに実施した取組)							
廃プラの分別を継続し、埋立て廃棄物を無くした							

(第5面)

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	廃プラ	塗料カス	木くず	廃塗料
	全処理委託量	46t	115t	48t	1t	2t
	優良認定処理業者への処理委託量	46t	—	48t	1t	2t
	再生利用業者への処理委託量	46t	115t	48t	1t	2t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—

		(今後実施する予定の取組) 廃プラを更に層別し、有価物としての引取りを目指す
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

